

# E i w a N e w s

令和6年度税制改正大綱の概要

令和6年1月  
( No. 222 )

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。  
昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。  
本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。  
さて、昨年12月14日に令和6年度税制改正大綱が発表されました。  
今回は、令和6年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

## [ 1 ] 個人所得課税

### 所得税・個人住民税の定額減税

(1) 定額による所得税・個人住民税の特別控除額

① 所得税（令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の居住者に限る）

本人分3万円 + 居住者である同一生計配偶者（注1）又は扶養親族の人数 × 3万円

② 個人住民税（令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の居住者に限る）

本人分1万円 + 居住者である控除対象配偶者（注2）又は扶養親族の人数 × 1万円

（注1）所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である者

（注2）同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者

（注3）控除対象配偶者（注2）に該当しない同一生計配偶者（居住者に限る）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除する。

(2) 特別控除の方法（給与所得者の場合）

① 所得税

イ. 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額から特別控除の額を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除する。

ロ. 年の中途において扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整で調整する。

ハ. 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

つまり、年末調整の際に住宅ローン控除適用者については、住宅ローン控除適用後の税額から特別控除をすることになる。

② 個人住民税

令和6年6月に給与の支払いをする際は特別徴収を行わず、特別控除後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収する。

## [2] 消費課税

### 国外事業者の簡易課税制度等の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度及びインボイス制度の2割特例による計算を認めないこととする。

※上記の改正は令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

### 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引の帳簿記載要件の緩和

インボイス制度下における自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

※上記改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

## [3] 法人課税

### 交際費等の損金不算入制度の見直し

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。

※上記改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

（参考）税抜経理を採用している法人が、適格請求書発行事業者でない者へ支払う飲食費

令和6年4月1日～令和8年9月30日までの期間（経過措置80%）での判定は、1人当たり税込10,784円以下であれば、税抜10,000円以下となる。

## [4] その他

### GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

法人が、GビズIDを入力してe-Taxにより申請等を行う場合には、その申請等を行う際の利用者識別番号及び暗証番号の入力、電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の送信を要しないこととする。

### 支払調書等のe-Tax、eLTAXでの提出義務制度の判定基準の引き下げ

判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が30枚以上（現行：100枚以上）に引き下げる。

※上記改正は令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

つまり、令和8年分の支払調書等の提出から適用されるため、その判定期間である令和6年分（令和7年1月31日提出期限分）以降で当該30枚判定を行うことになる。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、  
よろしくご依頼申し上げます。